

松江市物品の売買等に係る制限付一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務（測量、建設コンサルタント業務等を除く。）の提供等に係る制限付一般競争入札を執行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 この要領の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、予定価格2,000万円以上のものとする。ただし、災害等により緊急に物品等が発注する必要がある場合、特殊な物品等の発注において入札参加者が限定される場合、その他市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(入札の公告)

第3条 松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号。以下「財務規則」という。）第51条及び松江市入札執行要領（平成28年松江市訓令第3号。以下「入札執行要領」という。）第4条に基づき、契約検査課において掲示その他の方法により公告するものとする。

(競争参加資格)

第4条 財務規則第47条の「入札参加に必要な資格」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- 一 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
 - 二 松江市物品の売買等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年松江市告示第366号。以下「審査要綱」という。）第2条の入札参加資格の認定を受けている者で、かつ、当該認定を受けた営業品目に当該対象案件に係る品目が含まれていること
 - 三 制限付一般競争入札においても、松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）を準用するものとし、公告の日から入札書等の提出期限の日までの間に、指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- 2 前項の規定によるもののほか、契約の性質又は目的により、当該対象案件を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、政令第167条の5の2の規定により、次の条件を設定することができる。
- 一 地理的条件（事業所の所在地）
 - 二 契約に係る業務についての実績の有無
 - 三 技術的適性の有無
 - 四 その他市長が必要と認める事項
- 3 第1項第2号及び前項の条件は、当該対象案件の状況に応じ、公告においてできるだけ具体的に明示するものとする。
- 4 第2項第1号の条件は、松江市物品又は役務の調達に係る一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成28年4月1日施行）第3条の規定に準じて設定するものとする。

(競争参加資格確認申請書の提出)

第5条 制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札執行要領第5条第1項に基づき、所定の期限まで次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 競争参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）
- 二 業態調書（様式第2号）

三 公告において競争参加資格に関する資料の提出を求めている場合は、当該資料

- 2 前項の旨は公告において明示するものとする。
- 3 申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とするものとする。
- 4 提出された申請書は返却しないものとする。
- 5 提出された申請書は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
- 6 申請書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 7 申請書の受付期間及び受付場所、問合せ先、その他申請書の提出に関し必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

(競争参加資格の確認等)

第6条 前条第1項の申請書等の提出があったときは、競争参加資格の有無について確認を行い、その結果を入札参加資格確認通知書により電子調達システム又は電送（ファクシミリ）等で申請者に通知するものとする。

- 2 前項の旨は、公告において明示するものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第7条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式第3号）により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められた場合は、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式第4号）により回答するものとする。
- 3 前2項の旨は、公告において明示するものとする。

(質問等)

第8条 詳細仕様書等に関する質問は、電子調達システム又は書面により行なうものとする。

- 2 前項の質問に対する回答は、入札情報サービス又は書面により回答するものとする。
- 3 前2項の旨並びに質問書の受付期間は、公告において明示するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札の執行については、入札執行要領に準じて行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札保証金及び契約保証金は、財務規則の定めるところによるものとし、この旨は公告において明示するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の入札は無効とするものとする。

- 一 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 二 虚偽の申請を行った者のした入札
- 三 入札に関する条件に違反した入札
- 四 申請書の提出期限の日の翌日から入札の時点までに指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
- 五 その他入札の時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の閲覧)

第12条 制限付一般競争入札に付した対象案件については、次のとおり入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- 一 申請書を提出した業者名を記載した書類
- 二 入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- 三 入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行し、同日以後に公告を行う物品の売買等に係る入札に適用する。